

役員変更

役員に変更があった場合は、変更のあった日から2週間以内に所管行政庁に届け出ることが義務づけられています。

役員の変更とは、

- A) 役員の氏名または住所の変更があった場合
- B) 役員の改選または補充があった場合
- C) 代表理事の交代
- D) 役付理事(副理事長、専務理事、常務理事)の交代
- E) 役員が死亡または辞任した場合

など、役員に関する変更の一切が行われることです。

また、代表理事の氏名または住所の変更や、就任などが行われた場合には、変更のあった日から2週間以内に登記することが義務づけられています。代表理事が重任した場合でも登記が必要です。

上記の A) から E) に該当しない場合は、中央会及び所管行政庁への提出は不要です。

【添付書類】

- ① 変更した事項を記載した書面
- ② 変更年月日及び理由を記載した書面
- ③ 役員変更が役員の選挙または選任によった場合には、総会または総代会の議事録(謄本で可)
- ④ 役付理事が選任された場合は、理事会の議事録(謄本で可)

【根拠法規】

組合法 第 35 条の 2

団体法 第 5 条の 23 第 3 項(協業組合)、第 47 条第 2 項(商工組合)

商店街振興組合法 第 45 条

【提出期限】

変更後 2 週間以内

【提出部数】

1 部

【書類の提出】

役員変更届の提出にあたっては、中央会が所管行政庁へ進達いたしますので、本会までお持ちいただくか、ご連絡ください。